

平成29年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年5月12日(月)午後1:30~2:10

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委 員	1	田守 和人
”	3	佐藤久美子
”	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委 員	7	長根 孝衛
”	8	小澤 守昭
”	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (2人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第4号農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第4 報告第5号農地利用最適化推進委員の辞職について

日程第5 議案第10号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第11号農地利用最適化推進委員の募集について

(平成 29 年第 5 回 5 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3 番 佐藤 久美子 君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは議事録署名委員には、1 番 田守 和人君並びに 4 番 高見 憲正君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に、日程第 3 報告第 4 号「農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について」を、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について説明いたします。</p> <p>このことについて、農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を別紙のとおり受理したので報告いたします。</p> <p>解除条件付きの賃貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後 3 月以内に利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。そこで今回 4 ページと 8 ページの報告書にあるとおり有限会社平葎建設と財団法人新郷村活性化公社の 2 社から報告がありました。平葎建設では大豆、小麦、水稻、ニンニク等を作付しております。また新郷活性化公社は甘草を作付しております。農地の所在、地目、面積、生産数量などについて平葎建設は 6 ページから 7 ページ、活性化公社は 10 ページの報告書のとおりとなっております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 4 報告第 5 号 「農地利用最適化推進委員の辞職につ</p>

	いて」を、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>11ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 報告第5号 農地利用最適化推進委員の辞職について説明いたします。</p> <p>議案書記載の者が辞職願を提出され受理したので報告いたします。</p> <p>また、辞職願受理月日は平成29年4月20日、辞職月日は4月30日となっています。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	ここで暫時の間、休会いたします。
	休会
議長	<p>ただ今から、休会を解き、会議を再開いたします。</p> <p>次に日程第5 議案第10号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第12号について審議いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借が1件、使用貸借が1件、併せて2件の申請であります。</p> <p>15ページをお開き下さい。</p> <p>議案第10号、受付番号12号の申請は譲受人が事業規模拡大及び経営安定のための賃貸借権の設定であり、設定期間は5年間です。</p> <p>15ページに議案書の写し、16ページに農地法3条1項の調査書、17ページに許可申請書の写し、18ページに農地等貸借契約書の写し、19ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、16ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第12の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を5番、小坂会長職代理から報告を求めます。

小坂会長 職務代理	<p>議案第10号 受付番号12号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号12号の申請地の登記地目は田であります、賃貸借後は採草地としてとして利用するということであります。</p> <p>借り受け人は、利用効率及び経営規模拡大のため申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第5 議案第10号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第13号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>20ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第13号について説明いたします</p> <p>譲受人の居宅から近隣なことや事業規模の拡大及び経営の安定のため使用貸借権の設定であり、設定期間は10年間です。</p> <p>20ページに議案書の写し、21ページに農地法3条1項の調査書、22ページに許可申請書の写し、23ページに使用貸借契約書の写し、24ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、21ページに農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第13号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番、小澤委員から報告を求めます。</p>
小澤委員	<p>議案第10号 受付番号13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号13号の申請地の地目は畑であり、使用貸借後も畑としてとして利用するということであります。</p> <p>借り受け人はごぼうを作付しており、事業規模拡大および連作障害回避のため申請したものであります。</p>

	<p>また、利用状況や経営面積からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>次に日程第5、議案第11号 「農地利用最適化推進委員の募集について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>25ページをお開き下さい。</p> <p>日程第6 議案第11号 農地利用最適化推進委員の募集について説明いたします。</p> <p>新郷村農地利用最適化推進委員に欠員が生じたので、新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程第9条により、欠員の補充について下記のとおり農業委員会の同意を求めるものです。募集人員等について25ページに記載してございます。</p> <p>26ページに募集要項、27ページから29ページまで応募の様式等を添付してあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号は、原案のとおり決定しました
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成29年 第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名者

署名者